

社会教育施設である公民館を活かそう！

Q & Aによりわかりやすく解説

『公民館Q&A』書店販売中

◎目次◎
公民館 Q & A

【どんな本？】朱膳寺宏一さんが、月刊公民館に連載した公民館Q & A全18回を一挙掲載。読者の皆様の要望に応じて書店販売を実現！

第一回

企業の面接会場は貸せるか
祭りの練習会場に貸せるか

第二回

講師の物品販売はできるか
入場料をとる公民館使用はできるか

第三回

議員の政治報告会に貸せるか
地域団体の宿泊に貸せるか

第四回

民間事業者が行う塾に貸せるか
個人レッスン料は講師の営利にならないか

第五回

宗教団体の利用は可能か
政治家の個人講演会に貸せるか

第六回

企業の求人説明に貸せるか
新興宗教団体の講演会に貸せるか

第七回

公民館の使用基準は必ず守らなくてはならないか
文化祭でサークルで作った作品の販売は可能か

第八回

公民館の個人学習の支援について
宗教的行為を伴わない故人のお別れ会や偲ぶ会に貸せるか

第九回

公民館で著作物の販売は可能か
入場料を徴収する映画会は営利活動にあたるか

第十回

自動販売機の設置の手続きは
選挙の候補者の勧誘チラシは館内に置けるか

第十一回

公民館が避難所になる根拠について
社会教育施設の一般団体への貸し出しについて

第十二回

社会教育施設での一般団体の使用は可能か
公民館職員の研修について

第十三回

企業が被災地支援の各種販売は可能か
公民館職員の発令について

第十四回

講師が公民館で生計を営むことは営利活動か

第十五回

地域団体の支援・援助のあり方は
公民館で近くに商店が無い場合、野菜の販売は可能か

第十六回

館内の未成年の喫煙等の指導について
館報に広告は可能か 指定管理者の場合はどうか

第十七回

公民館での飲食について

最終回（第十八回）

個展に会場を貸し、その作品の販売は可能か
公民館のネーミングライツは可能か

公民館Q & A総論

「公民館事業と運営」～社会教育法第二十三条を改めて考える～



『公民館Q&A』

～社会教育法第二十三条と
公民館諸問題を考える～

著／朱膳寺 宏一

2018年2月発行 A 5判

117頁 定価1080円（本体1000円）

ISBN978-4-7937-0136-8

この書籍のご注文は全国各地の書店、または（一財）日本青年館 編集部 読者サービスセンターまで。

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 TEL 03 (6452) 9021 FAX 03 (6452) 9026